

人権チェックリスト

平成30年

2月号



あなたの職場にセクハラやパワハラはありませんか？

○セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

セクハラとは、他の者を不快にさせる職場内外における性的な言動をいいます。

例えば、次のようなものはセクハラに該当します。

- ・スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること
- ・「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」といった発言
- ・食事やデートにしつこく誘うことや身体に不必要に接触すること

性に関する言動に対する受け止め方には個人間で差があり、セクハラに当たるか否かについては相手の判断が重要になってきます。また、男性から女性へのセクハラだけでなく、女性から男性、同性間のセクハラにも注意が必要です。

○パワー・ハラスメント（パワハラ）

パワハラとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為です。

例えば、次のようなものはパワハラに該当します。

- ・「役立たず」など仕事の内容や指導とは全く関係のない人格を否定する発言
- ・部下や同僚、後輩の話を無視することや宴会や旅行などを強要すること

業務上の指導・注意とパワハラとの判断基準は、業務上必要な指導の範囲をこえた「嫌がらせ」に該当するか否かであり、業務を適切に遂行するための上司からの叱責は、客観的に見て「嫌がらせ」行為と言えなければ、パワハラには該当しません。

チェック

ハラスメントは、企業が組織全体で取り組むべき問題であり、ハラスメントを防止することは、従業員の働く権利の保障と職場環境の向上を進める上で重要です。

万が一、ハラスメントを受けていると感じた場合は、自分を責めたり我慢したりせず、一人で抱え込まずに相談しましょう。

相談窓口

○県労働相談室（和歌山市北出島1-5-46） 電話：073-436-0735
火～金曜（16時～20時）、土・日曜（10時～16時）

詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

内容についてのお問い合わせは
和歌山県人権施策推進課まで
☎073-441-2566

